

【資料第5号】

文京区重層的支援体制整備事業マニュアル（案） （ぶんきょうチームでまるごと支援）

令和8年1月時点
福祉政策課 地域共生社会推進係・福祉保健政策推進担当

はじめに

近年、急速に進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が生じ、**制度の狭間**に陥りやすいリスクが生じている。必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、**一つの世帯に複数の課題が存在**している状態も見受けられる。

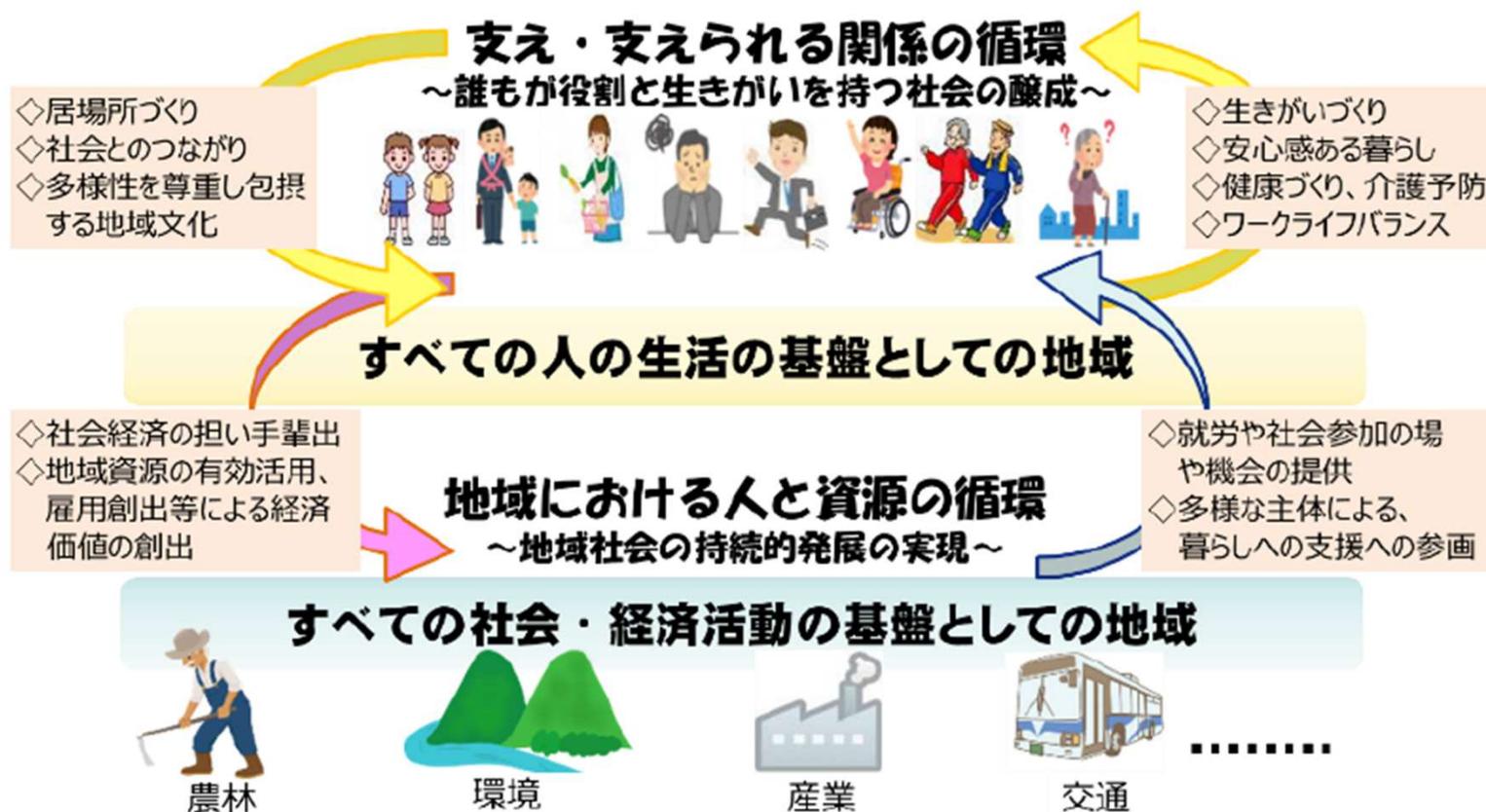
文京区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を地域包括ケアシステムに取り入れ、**分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築**を目指している。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、**家族全体の支援を行うことができる体制整備**を進めている。

（文京区地域福祉保健計画（令和6年度～令和8年度）を一部引用）

地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

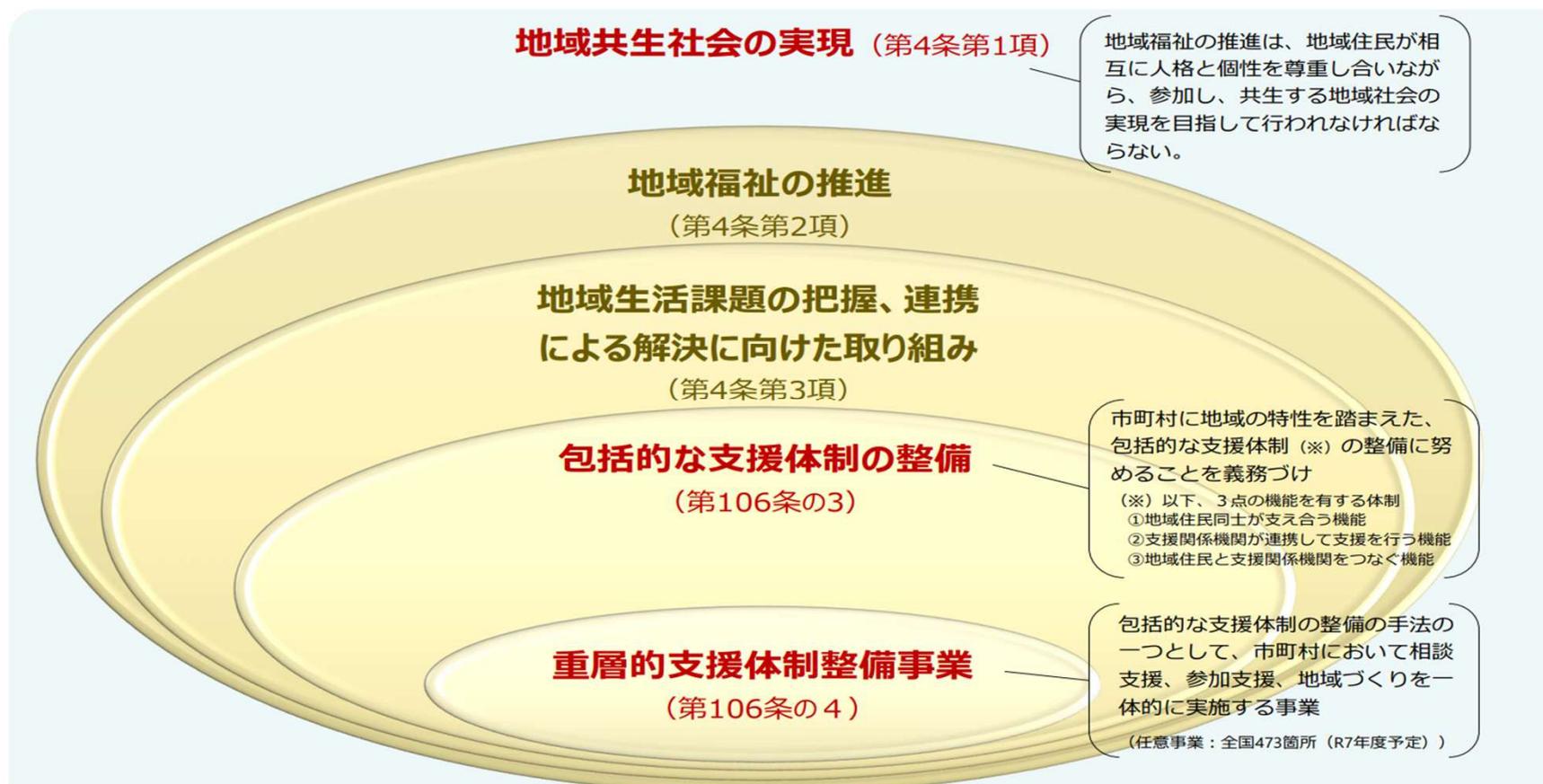


制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく。

(地域共生社会/包括的な支援体制の整備 重層的支援体制整備事業の今後の在り方資料, 厚生労働省)³

地域共生社会の実現とは

世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。



（地域共生社会/包括的な支援体制の整備 重層的支援体制整備事業の今後の在り方資料，厚生労働省）

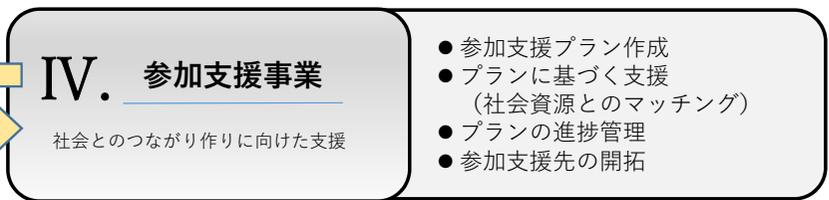
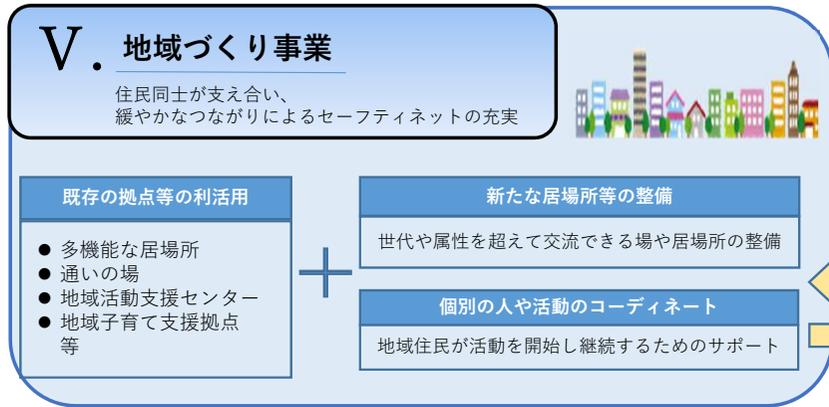
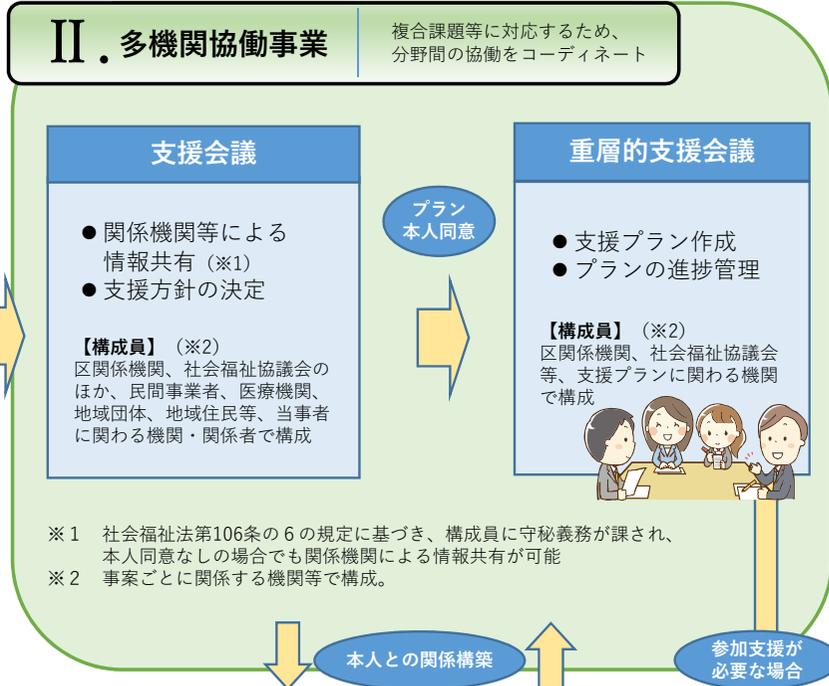
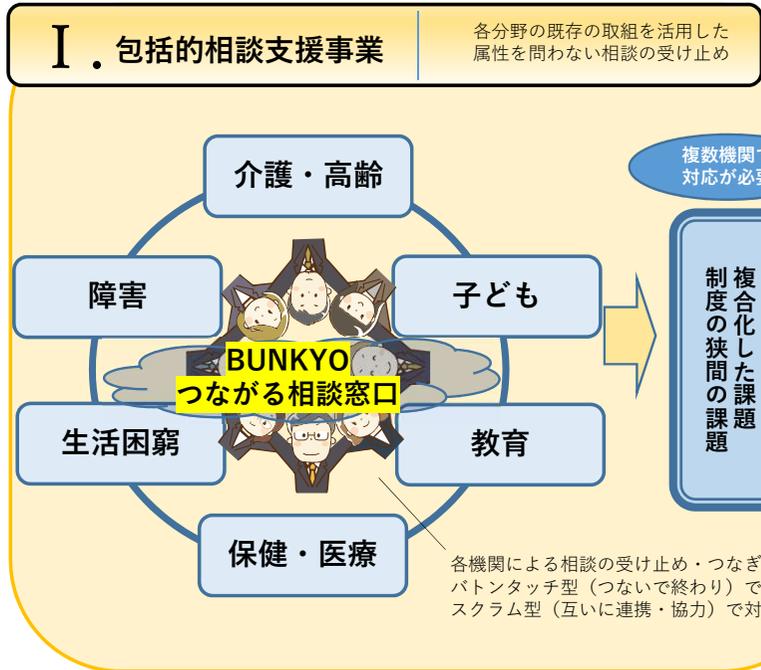
文京区重層的支援体制整備事業

- 令和2年度の**社会福祉法**の改正によって位置付けられた事業（社会福祉法106条の4）。既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施。**本区では令和7年度から実施。**
- 複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた方を支援（ヤングケアラー、8050問題、孤独・孤立など）。
- 個人への支援だけでなく**家族全体を支援。**
- 分野横断的に多機関が連携し、**複数の支援機関で対応。**
- 民間事業者や地域支援者との協働により実施。
- 次の5つの事業を一体的に実施することで地域共生社会の実現を目指す。

文京区重層的支援体制整備事業

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会



5つの事業のアプローチ

I 包括的相談支援事業（つながる相談窓口）

各分野の既存の相談窓口を活用し、属性を問わない相談の受け止めを行う。

II 多機関協働事業（まるごと支援会議）

Iの事業において、複合的な課題や制度の狭間の課題を把握し、複数機関で対応が必要な場合、福祉政策課が多機関協働のコーディネート役となり、支援会議、重層的支援会議を開催。会議において複数の支援機関が連携し、支援方針の決定、支援プランの作成を行い、プランに基づく支援を行う。

III アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（寄り添い支援）

複合化した課題を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

IV 参加支援事業（つながりづくり支援）

社会とのつながりづくりに向けた支援で、社会資源とのマッチングを行う。
(例：就労支援、ボランティアや住民活動への参加など)

V 地域づくり事業（「お互い様」がうまれるまちづくり）

地域において住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る。具体的には、(1)既存の拠点等の利活用、(2)新たな居場所等の整備、(3)個別の人や活動のコーディネートを行う。

重層的支援体制整備事業が目指すもの

- 複雑・複合化した課題を抱える本人・世帯に寄り添い、ともに考えること
- 課題が深刻化する前に、課題を早期に発見し、適切な支援へつなげる地域づくりを目指すこと
- 「予防的福祉」を推進すること
- 従来の課題解決型支援に伴走型支援の考え方も取り入れて考えること
- 本人・世帯を包括的に受け止め、本人・世帯の力を引き出せるような支援につなげること
- 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと
- 庁内外を問わず、支援者間のつながりや関係性づくりを行うこと

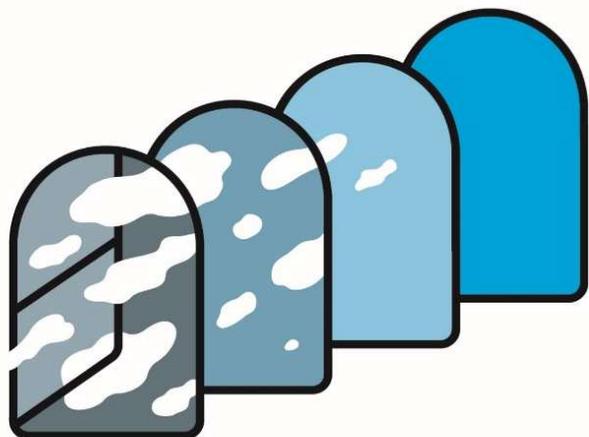
包括的支援を機能させる3つの要素

なぜ、わがまちに包括的支援体制の構築が必要なのか？
あらゆる関係者との意識共有。



(地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について、厚生労働省)

包括的相談支援事業の取り組み



BUNKYO
つながる
相談窓口

Connect & Support Desk

BUNKYOつながる相談窓口

分野別の相談窓口において、従来の法制度に基づいた対象者以外の方からの相談であっても、まずは**まるごと受けとめ、必要な支援を一緒に考え適切な支援機関につなぎ、チームで支援する**。解決策を一緒に見つけ、安心して暮らせるよう全力でサポートしていく。

ロゴマークは、相談者の方がもっているモヤモヤ（悩み、困りごと）を、支援者が寄り添いながら一緒に考えていき、**少しずつモヤモヤがなくなる様子をイメージ**したものである。

BUNKYOつながる相談窓口では

分野や世代を問わず

あなたの「困りごと」をまるごと

受けとめます

例えば
こんな不安や悩み
ありませんか？



介護

子ども



お金・仕事



障害



ひきこもり

自分以外の
家族・知り合いの
ことでも！



相談窓口 MAP

A シビックセンター内
福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
介護保険課 子育て支援課 子ども家庭支援センター
予防対策課 保健サービスセンター
教育指導課 児童青少年課 自立相談支援窓口

B 保健サービスセンター本郷支所
03-3821-5106

C 社会福祉協議会
03-3812-3040

ひきこもりについて

D ひきこもり相談 (茗荷谷クラブ)
03-3941-1613

子どもについて

E 教育センター 03-5800-2591 **F** 児童相談所 03-3811-5241

障害について

G 障害者基幹相談支援センター
03-5940-2903

H 本富士生活あんしん拠点
03-3868-3033

I 駒込生活あんしん拠点
03-5832-9720

J 富坂生活あんしん拠点
03-5810-1530

K 大塚生活あんしん拠点
03-6801-5216



高齢・介護について

L 高齢者あんしん相談センター富坂
03-3942-8128

M 高齢者あんしん相談センター富坂分室
03-5805-5032

N 高齢者あんしん相談センター大塚
03-3941-9678

O 高齢者あんしん相談センター大塚分室
03-6304-1093

P 高齢者あんしん相談センター本富士
03-3811-8088

Q 高齢者あんしん相談センター本富士分室
03-3813-7888

R 高齢者あんしん相談センター駒込
03-3827-5422

S 高齢者あんしん相談センター駒込分室
03-6912-1461

つなぐシート

相談者のメリット

- 各支援機関で同じ説明をしなくて済むため、相談者の負担を減らす。
- 次の支援機関に確実につながることができる。
- 自分では認識できていなかった課題についても、相談対応してもらえる。

支援者のメリット

- 複合的な課題を抱えた相談者に対して、早期に連携し支援につなげることができる。
- 支援者が1人で対応するのではなく、チームとなって支援するためのツールとなる。

～あなたのお悩み受け止めます～

つなぐシート

基本情報

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 左記以外
氏名		生年月日	() 歳
住所	〒 _____ 文京区		
電話	自宅	携帯	
来談者 ※ご本人 以外の場合	氏名	来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族（本人との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（本人との関係： ）
	電話		

	氏名	年齢	続柄	備考
家 族 構 成				

1 ページ

ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。

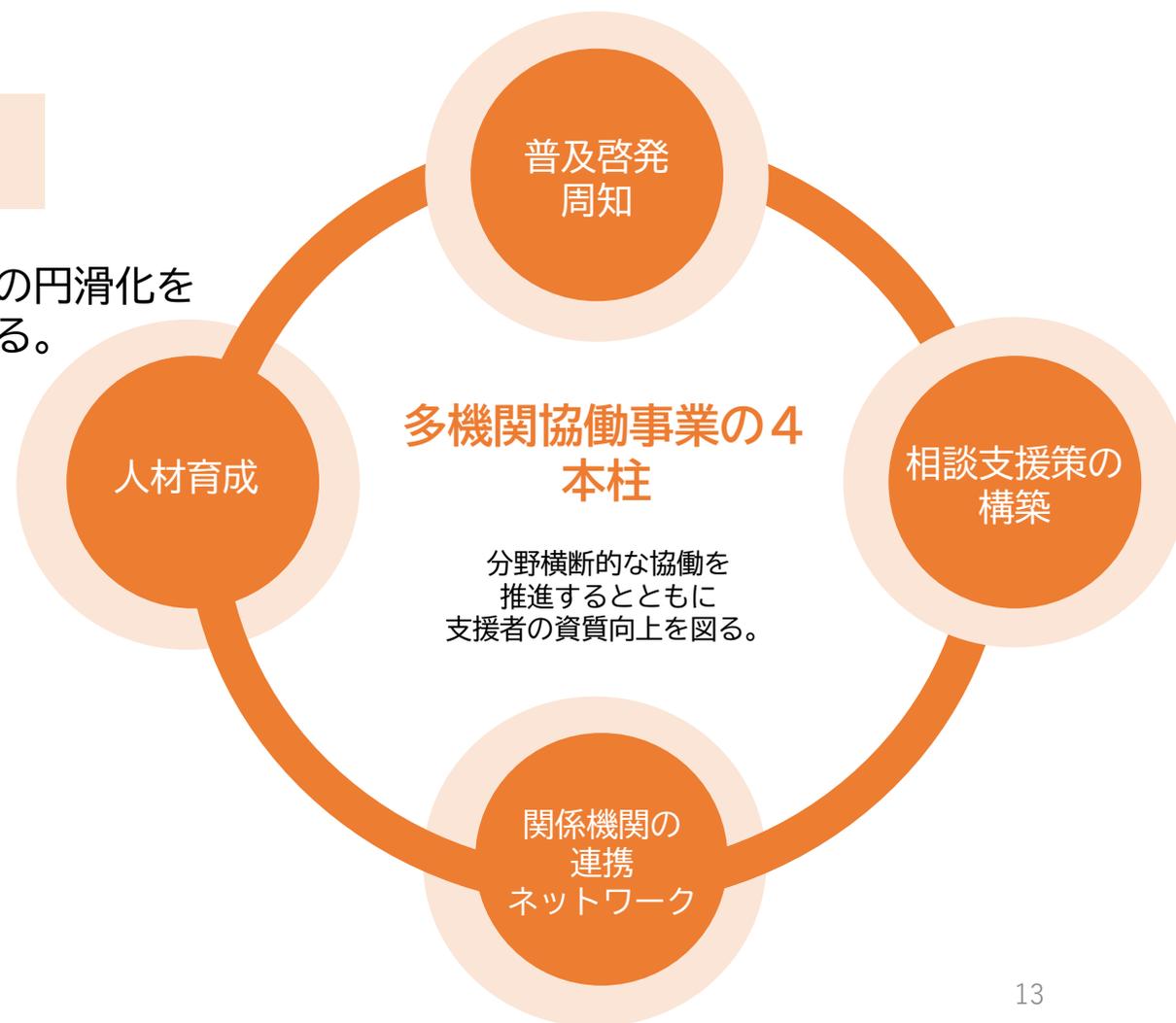
病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他 ()		

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

多機関協働事業の取り組み

多機関協働事業（所管課：福祉政策課）

重層的支援体制整備事業に関わる支援機関の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制を構築できるよう支援する。文京区では以下の4本柱で事業を実施。



会議体について

名称	項目	構成員	機能	開催頻度
親会 文京区重層的支援体制整備事業 関係者連絡会		◆会長：福祉部長 ◆副会長：福祉部地域包括ケア 推進担当部長及び福祉政策課長 ◆委員：区長が委嘱し又は任命 する（課長級）	事業に係る総合調整及び事業の実 施に係る必要な事項の検討	2回/年
作業部会 文京区重層的支援体制整備事業 関係者連絡会作業部会		◆部会長：福祉政策課長 ◆委員：関係機関等から部会長が 指名（係長級）	事業に係る課題の抽出及び検討	7回程度/年
個別会議 重層的支援会議／支援会議		◆委員：関係機関等から部会長が 指名（担当者）	複合的な課題を抱えた世帯への、 ○支援の方向性及び関係機関の 役割分担 ○支援プランの策定 ○支援の進捗管理	定期開催（1回/月）及び必要に応 じて随時開催もあり

重層的支援会議／支援会議について

	まるごと支援会議（重層的支援会議） （社会福祉法第106条の4第2項第5・6号）	支援会議 （社会福祉法第106条の6）
実施目的	既存制度等では対応できない複雑・複合的な課題を抱える世帯全体を支援するため、分野間の協働をコーディネートする。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意が得られないために、支援関係機関の情報共有や役割分担が進まない事案。 ・予防的、早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案。 ・上記の事案に対して情報共有及び支援方針の理解、必要に応じて役割分担を行う。
会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○支援プラン作成 ○プランの適切性の判断 ○プランの進捗管理 ○プランに基づく支援終了時等の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等による情報共有 ○支援方針の決定
本人同意	あり	なし
実施日	月1回定期開催・必要に応じて随時開催	
想定される検討事例	8050、ひきこもり、ごみ屋敷、ヤングケアラー等	

重層的支援会議につなぐ基準

下記①～④のいずれかに該当し、かつ下記の条件を満たしていること。

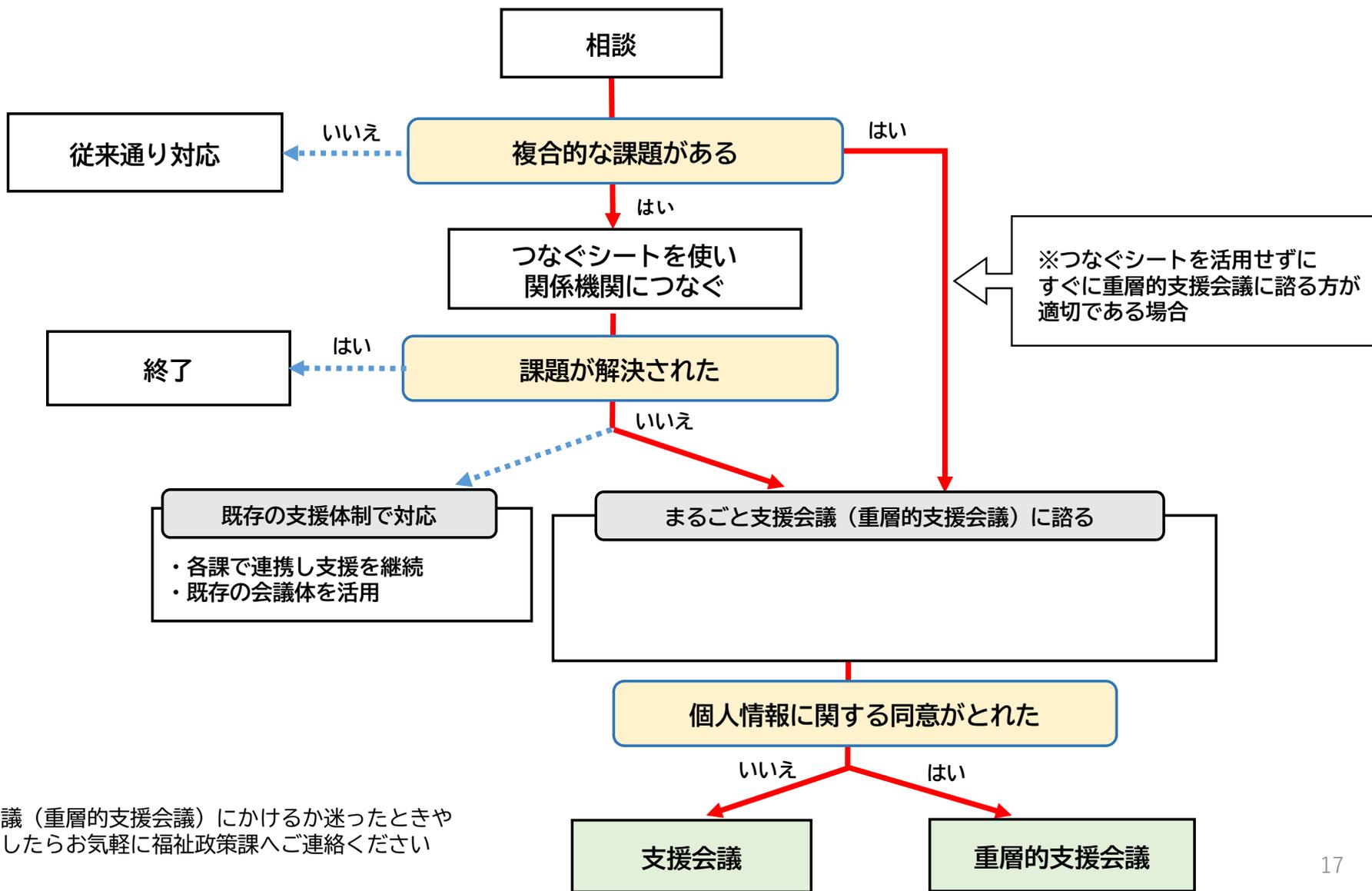
- ①複雑、複合化した課題を有し、世帯として支援が必要であること。
- ②既存の支援体制では対応が難しい狭間のケースであること。
- ③新たな資源開発や支援の仕組みにつなげたいケースであること。
- ④各相談窓口等での対応や既存のネットワーク等による連携では、課題解決が困難なケースであること。
また多機関の連携による課題解決を試みていること。

条件

緊急性を要さないもの。

★まるごと支援会議（重層的支援会議）にかけるか迷ったときやご相談等ありましたらお気軽に福祉政策課へご連絡ください。
内線2725・2739

まるごと支援会議（重層的支援会議）フローチャート



★まるごと支援会議（重層的支援会議）にけるか迷ったときや
ご相談等ありましたらお気軽に福祉政策課へご連絡ください
内線2725・2739

支援会議の流れ

STEP
01

事例のご相談

まずはお気軽に福祉政策課へお電話ください。

ご相談いただいた事例について、会議開催の検討をします。

★インテーク・アセスメントシート

STEP
02

ヒアリング

支援会議等の開催が決定した場合、事例に関わっている支援機関に福祉政策課よりヒアリングをさせていただきます。

■会議準備シート

STEP
03

会議開催

福祉政策課が進行を務め、会議を開催します。
支援方針及び各支援機関の役割を検討し、会議終了後は議事録を共有します。

■モニタリング会議準備シート

▲プランシート

STEP
04

モニタリング会議 開催検討

各支援機関にモニタリング会議開催の必要性について確認します。
開催決定後は、STEP2から同様の流れとなります。

※本人の課題が整理され、支援の見通しがついた場合は関係機関と協議した上で会議終了

★…事例提出機関が作成する帳票

■…各支援機関が作成する帳票

▲…参加支援事業者・アウトリーチ事業者が作成する帳票

支援会議当日の流れ（全体60分）

会議時間の短縮

- ①事前ヒアリングの実施
会議開催前に各支援機関の支援状況及び課題についてヒアリングし、その内容を当日資料に盛り込む。
- ②会議資料を事前に共有
会議2, 3日前に共有し、当日は資料を読んだ上で参加。
- ③事例共有の時間を短縮
①及び②により事例に関する情報共有は追加情報のみとなり、会議の時間を短縮できている。

役割分担決めに時間をかける

事例に関する情報を追加情報のみとし、残りの時間を課題に対する各支援機関の役割分担決めに時間をかけている。

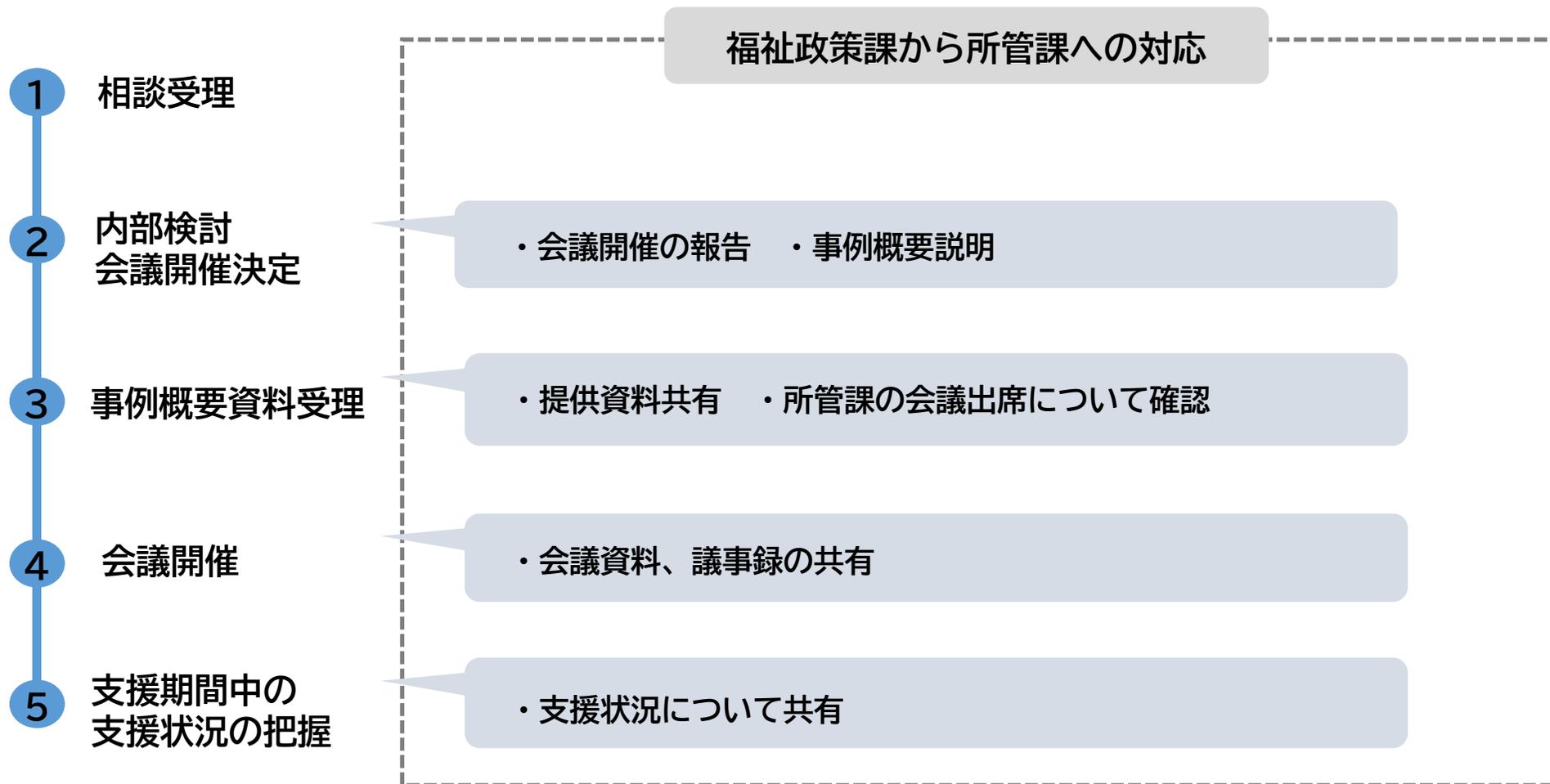
内容	時間
1. グラドルール等の紹介	5分
2. 事例紹介（事例提供機関） 追加情報（各課から） 各課より提出された課題 質問・討議	15分
3. 各課の支援内容・支援方針の討議	20分
4. 各課の役割確認 情報集約役割をもつ課決定	5分
5. モニタリング期間の設定	5分
6. まとめ	5分
7. アンケート記載	5分

重層的支援会議のグラウンドルール

1. 会議参加要請を断らない。
2. 「社会福祉法第106条の6に基づく支援会議」の枠組みの中で開催し、参加者には守秘義務が課される。
3. 会議の目的を共有する。
4. 課、担当の役割、会議メンバーの担当役割にこだわらず、積極的に発言する。
5. 質問の前に意図を伝える。
6. 支援者は、分からないことは、「分からない」と伝える。
7. 参加をしている支援者の支援について責めることはしない。
8. 支援のあり方における課題や今後の支援に活かす視点については積極的に発言する。
9. 他の支援機関の意見を否定しない。
10. 制度にとらわれない支援の方法を考える。
11. 支援者のしんどさを共有する。
12. 生活者、支援対象者の主体性と人権を尊重し、QOL、支援者自身による問題解決能力の向上、「自律的な生活」に向けた支援を行う。

重層的支援会議・支援会議に委託先等が参加する場合の所管課への報告について

※委託先等とは、重層事業の法定事業に限らず区の委託先等事業者を指しています。



★モニタリング会議が必要と判断した場合は④・⑤の繰り返し

用途別帳票類一覧

	つなぐシート	インテーク アセスメント シート	会議準備シート	プランシート	評価シート	つながり評価 シート
つなぐシートを他機関に つなぐ場合	✓					
支援会議を開催する場合 (本人同意なし)		✓	✓			
まるごと支援会議を 開催する場合(本人同意あり)	✓	✓	✓	✓		
モニタリング会議を 開催する場合			✓	※プラン変更ありの場合 ✓	✓	✓
終結となった場合					✓	✓

※参加支援事業者・
アウトリーチ事業者のみ使用

各種帳票の提出先・提出方法一覧

	提出先	提出方法		
		手渡し	0ドライブ格納	BOX
つなぐシートを他機関につなぐ場合	次の支援機関（原本）	✓		
	福祉政策課（コピー）	※庁内区の機関 ✓	※庁外区の機関 ✓	※区以外の機関 ✓
つなぐシートの活用が終了した場合	福祉政策課（原本）	✓		
支援会議を開催する場合 （本人同意なし）	福祉政策課			
まるごと支援会議を開催する場合（本人同意あり）			※すべての区の機関 ✓	※区以外の機関 ✓
モニタリング会議を開催する場合				
終結となった場合				

※区以外の機関…社協、包括、基幹、やまて企業組合、茗荷谷クラブ

※0ドライブ格納場所…0:¥30福祉部¥06福祉政策課¥04_地域共生社会推進係（+福祉保健政策推進担当）¥★書類受け渡しフォルダ

参考

- ・各制度における会議体との比較
- ・文京区重層的支援体制整備事業要綱
- ・「ぶんきょうチームでまるごと支援（重層的支援体制整備事業）」における個人情報の取り扱いについて
- ・つながる相談窓口共通ルール
- ・つながりシート等の帳票について
- ・つながりシート活用窓口一覧
- ・つながりシート
- ・つながりシート記入方法
- ・つながりシート活用例
- ・委託先等がつながりシートを使用する際の諸注意